

特定信書便事業を許可、許可状の交付式を実施

総務省北陸総合通信局（局長：菱田 光洋）は、クバル株式会社（代表取締役 長内 陽一）及び有限会社北日本貨物（代表取締役 谷口 能尋）からそれぞれ申請のあった特定信書便事業の許可について、情報通信行政・郵政行政審議会からの答申を受けて、令和6年2月29日付で許可しました。

今回の許可により、北陸3県の特定信書便事業者は、17者（富山県8者、石川県5者、福井県4者）となりました。

クバルによる提供サービス計画によれば、富山県内の自動車登録・検査関係団体及び自動車ディーラーを顧客とし、また北日本貨物の同計画によれば、富山県内及び石川県金沢市の自動車販売会社を顧客とし、それぞれ各拠点から差し出される大型・重量又は確実な送達が求められる信書を集配する予定としています。

北陸総合通信局は、今後も信書便事業の監督並びに制度の周知・広報に取り組んで参ります。



特定信書便事業許可状の交付を受けたクバル(株)様、3月1日 当局にて
(有)北日本貨物様へは別途お渡ししました

総務省

大切な手紙だから。
ルールを守って送ります。

手紙やはがきなどの信書は、原則として、
日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが
取り扱うことができると定められています。

※宅配事業者の宅配便やメール便、郵便物のゆうパックやゆうメールでは、
原則として、信書の送付はできません。

心書
とは

手紙・はがきなど、「特定の受取人に対し、差出人の意思を提示し、又は開封を通知する文書」のことです。詳しくは、総務省情報通信行政局郵政行政課までお問い合わせください。

03-5253-5975 | 03-5253-5974 | shinsyo_soudan@soumu.go.jp

郵政行政部ホームページ <https://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>

信書制度周知用ポスター（作成：総務省）

お問合せ先： 信書便監理室 TEL 076-233-4428